2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年九月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県安芸郡北川村平鍋字日ノ路山三七三の八、五三二の四、五三二の二三から五三二の二七まで、五三二の二九から五三二の三二まで、五三二の三五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日ノ路山三七三の八・五三二の二三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南都留郡道志村字長又一二四九八の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県吉野川市美郷字刷石二三三の三から二三三の五まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　奈良県吉野郡天川村大字坪内三六四の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　奈良県吉野郡十津川村大字重里六五七の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県日高郡日高川町大字大又字槇谷二三六の三八から二三六の四一まで、二三六の六九から二三六の七五まで、字小森一〇三の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市哲多町荻尾字竜王一五八九の三、字墨谷一五九〇の五から一五九〇の七まで、字室宇峠一五九一の一二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第二百一号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年九月二十九日

経済産業大臣　小渕　優子

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
伊丹産業検査株式会社	兵庫県伊丹市中央五丁目五番十号	伊丹産業検査株式会社　兵庫県尼崎市食満三丁目三番三十三号	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項かつ特定施設の保安検査を行う者としての指定	石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	平成二十六年九月十一日

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市哲多町荻尾字室宇峠一六三五の三、一六三五の四、一六三六の三、一六三七の五から一六三七の七まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県新見市哲多町荻尾字室宇峠一六三五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千三百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町長澤字アド一九四の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため